

しろい子どもプラン (子ども・子育て支援事業計画)

【骨子案】

平成 26 年 6 月 30 日現在

白 井 市

目次（案）

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	策定の背景	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	2
第2章	白井市の子ども・子育てを取り巻く現状	3
第1節	白井市の概況	3
第2節	統計にみる現状	4
第3節	アンケート調査結果の概要	12
第4節	ヒアリング調査からみる現状	22
第5節	白井市における子ども・子育てを取り巻く課題	22
第3章	計画の基本理念および施策の展開	23
第1節	めざすまちの姿（目標）	23
第2節	計画の体系（案）	24
第3節	重点的取り組み	25
第4章	基本施策の展開	26
第5章	子ども・子育て支援事業計画	27
第1節	教育・保育の提供区域の設定	27
第2節	教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	28
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	30
第4節	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	36
第6章	計画の進行管理	37
第1節	計画の推進体制	37

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景

平成元年の1.57ショック*からはじまったこれまでの少子化対策では、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」をするという、“子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり”という、子どもを生み育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。

しかしながら、少子化は急速に進行し、さらなる核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から子育てに対する、支援や協力を得ることが依然として困難な状況となっています。

このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

平成27年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼とし、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を、基礎自治体（市町村）が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

これに伴い、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて各市町村で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

白井市では、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を策定し、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

今後は、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、地域ごとの特性やニーズを十分に把握した子育て支援施策の検討が改めて重要となってきています。

これらの状況を踏まえ本計画は、市民・地域・企業・市が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とするものです。

* 厚生省（当時）がまとめた1989年の人口動態統計で、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の数）が過去最低の1.57となったこと

第2節 計画の位置づけ

1 子ども子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年を期間とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じた計画の見直しを行うことにします。

平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 年度
白井子どもプラン 白井市次世代育成支援行動計画（後期計画）									
					白井子どもプラン 白井市子ども・子育て支援事業計画				

第2章 白井市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 白井市の概況

白井市は千葉県北部、都心から約 30km の距離に位置しています。市の面積は 35.41 平方 km²、周囲は 34.8 km あります。

白井市は交通の便がよく、市の中央をほぼ南北に国道 16 号が走り、県中心部と北西部を結ぶ商工業などの動脈の拠点となっています。東西には鉄道（北総線）が横断し、都心や成田空港、羽田空港への利便性も高くなっています。

白井市は緑豊かな環境を持ち、梨の産地としても知られています。また、千葉ニュータウンの一部として人口増加が進み、自然と都市の調和がとれた生活都市として、現在も発展し続けています。

第2節 統計にみる現状

1 人口の推移

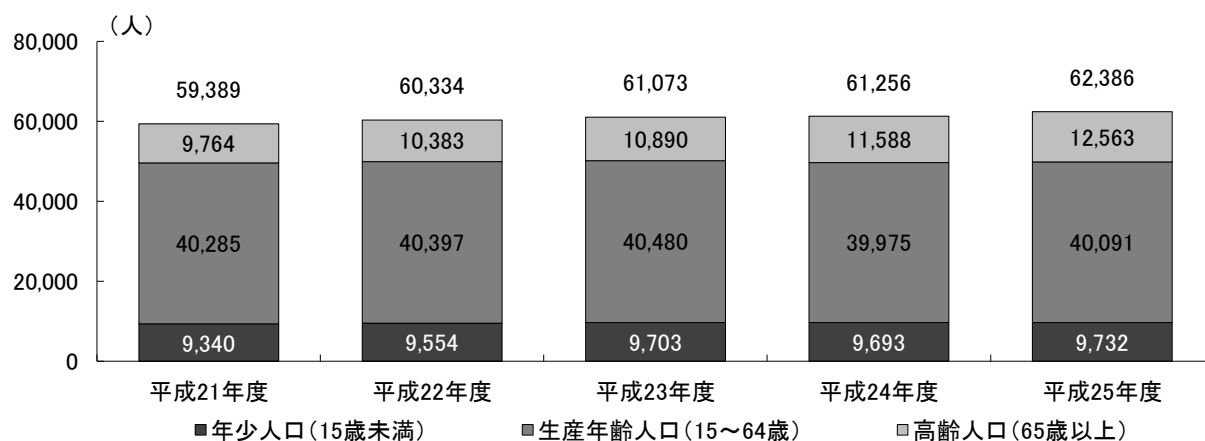
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

白井市の人口をみると、増加傾向にあり、平成25年度では62,386人となっています。

年齢3区分別人口（年少人口（15歳未満）人口、生産年齢人口（15～64歳）、高齢人口（65歳以上））の割合をみると、年少人口はほぼ横ばいに推移しており、平成25年度では15.6%となっています。

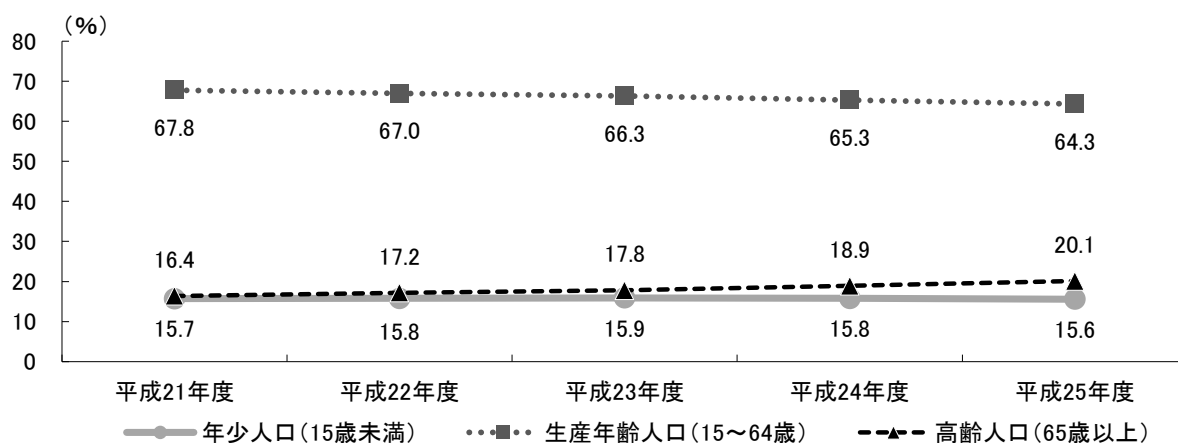
また、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢人口（65歳以上）が増加していることから、高齢化が徐々に進行していることがうかがえます。

◇3区分人口の推移



資料：住民基本台帳

◇年齢3区分人口の割合の推移

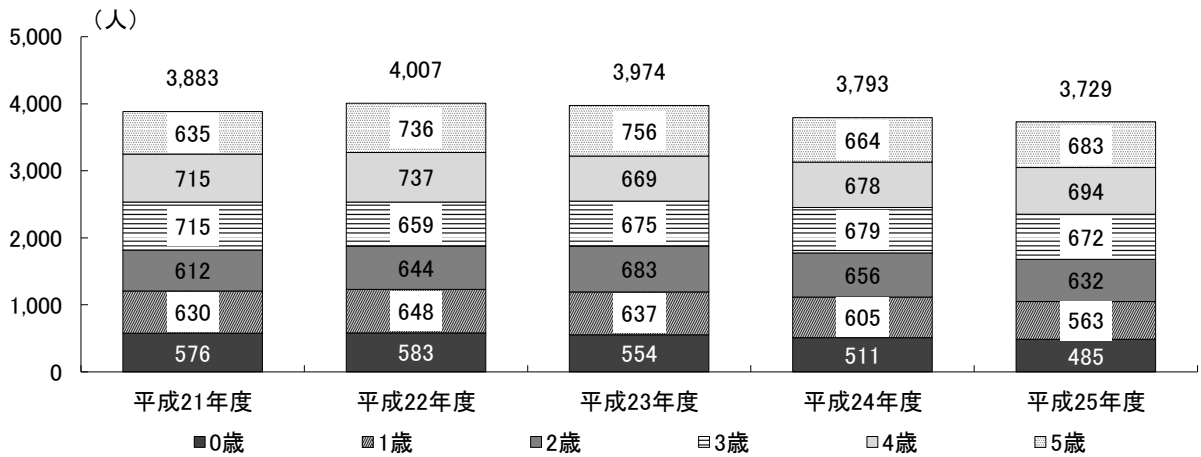


資料：住民基本台帳

（２）０－５歳の年齢別人口の推移

０－５歳の年齢別人口の推移をみると、平成 22 年以降は緩やかに減少しており、平成 25 年度では 3,729 人となっています。

◇ ０－５歳の年齢別人口の推移

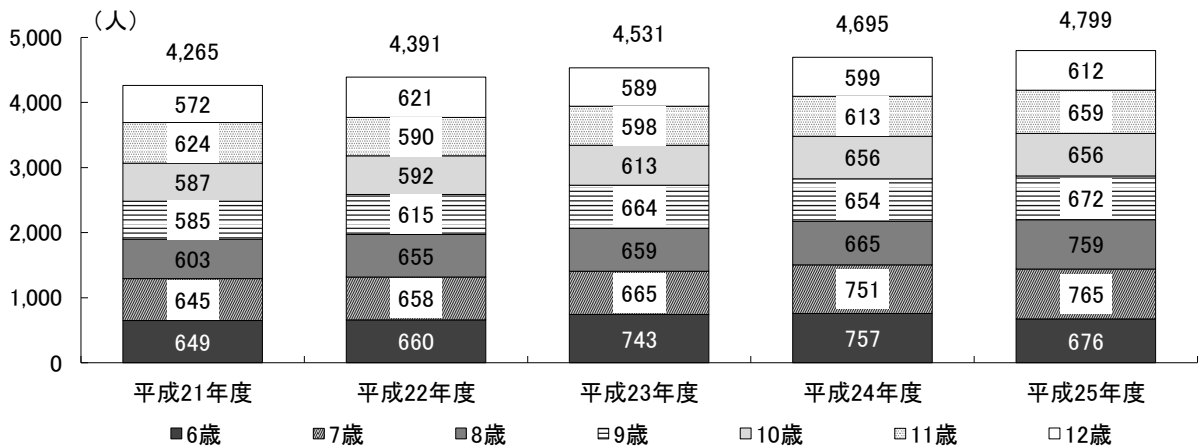


資料：住民基本台帳

（３）６－１２歳の年齢別人口の推移

６－１２歳の年齢別人口の推移をみると、増加傾向にあり、平成 25 年度では 4,799 人となっています。

◇ ６－１２歳の年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳

2 人口の推計

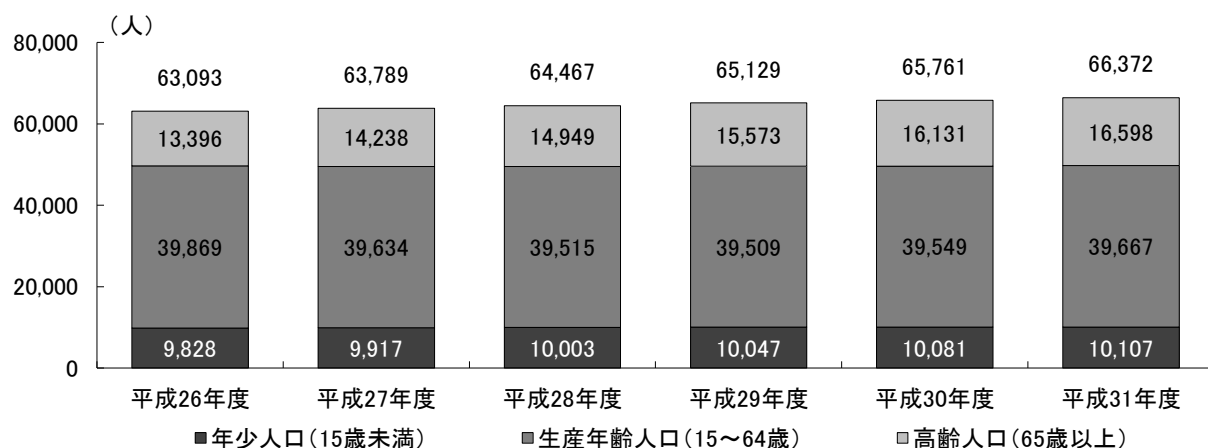
※今後、総合計画策定にあたって実施している推計と整合性を図ります)

(1) 総人口・3区分人口の推計

平成31年度までの人口の推計をみると、今後も人口が増加し、平成31年度では66,372人となることが予測されます。

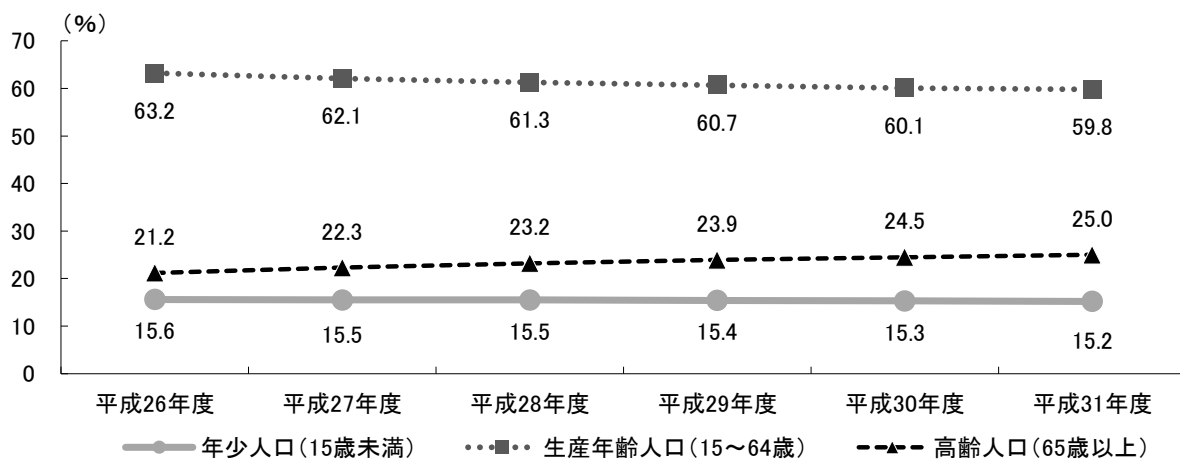
また、年少人口の割合は緩やか減少し、高齢化率が増加することから、少子高齢化が進行していくことが考えられます。

◇ 3区分人口の推計



※平成21～平成25年（住民基本台帳、各年4月）の5年間分の人口をもとにコーホート法により推計

◇ 3区分人口の割合の推計

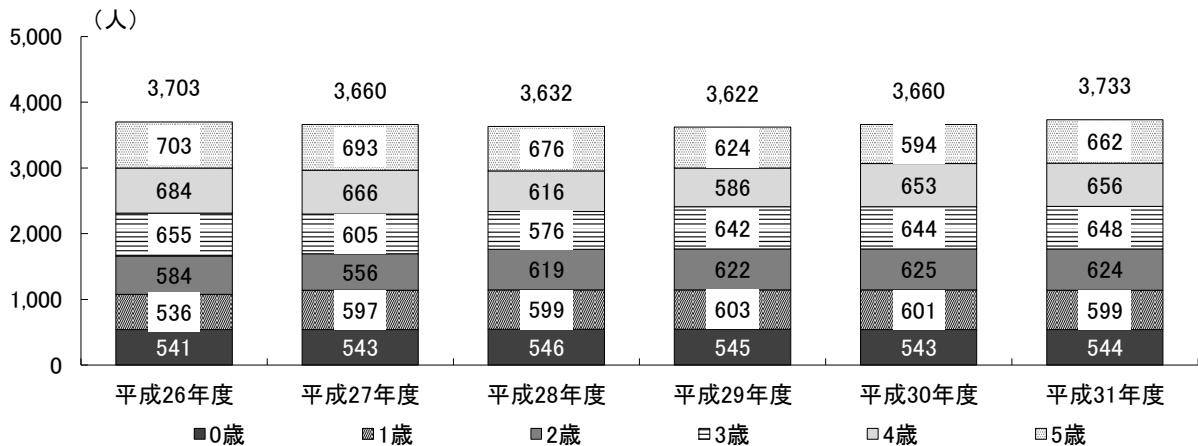


※平成21～平成25年（住民基本台帳、各年4月）の5年間分の人口をもとにコーホート法により推計

（２）０－５歳の年齢別人口の推移

平成 31 年度までの 0－5 歳の人口の推計をみると、平成 29 年度までは緩やかに減少したのち増加し、平成 31 年度では 3,733 人となることが予測されます。

◇ 0－5 歳の年齢別人口の割合の推計

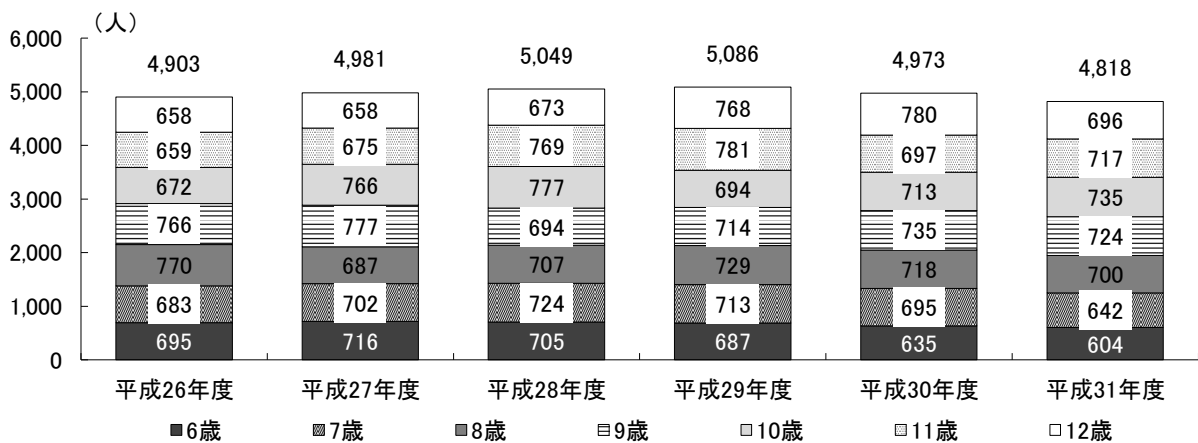


※平成 21～平成 25 年（住民基本台帳、各年 4 月）の 5 年間分の人口をもとにコーホート法により推計

（３）６－１２歳の年齢別人口の推移

平成 31 年度までの 6－12 歳の人口の推計をみると、平成 29 年度までは緩やかに減少したのち減少し、平成 31 年度では 4,818 人となることが予測されます。

◇ 6－12 歳の年齢別人口の割合の推計



※平成 21～平成 25 年（住民基本台帳、各年 4 月）の 5 年間分の人口をもとにコーホート法により推計

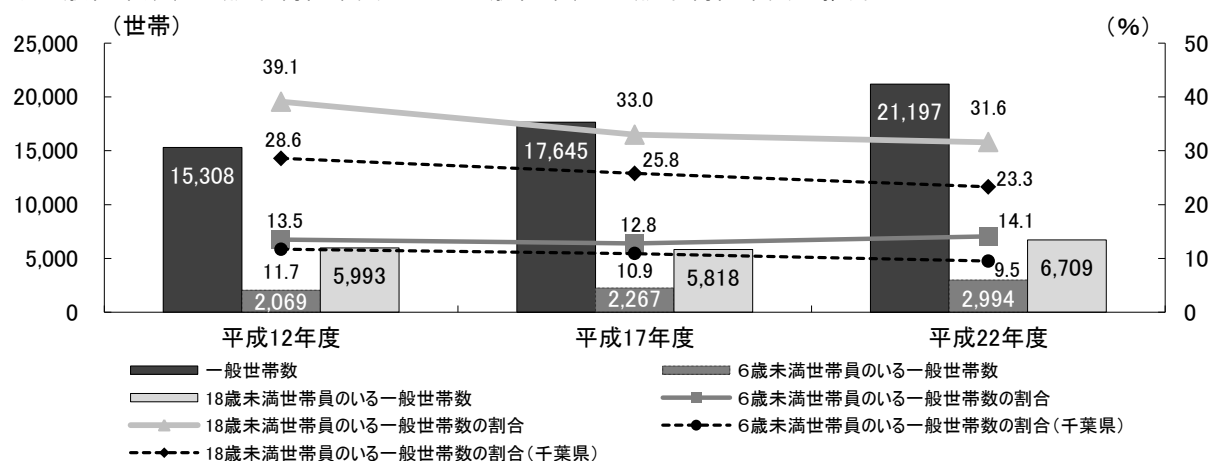
3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の推移

一般世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、平成22年度では21,197世帯となっています。

また、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯はともに増加しており、一般世帯全体に占める割合は千葉県を上回っています。

◇一般世帯数、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員の推計

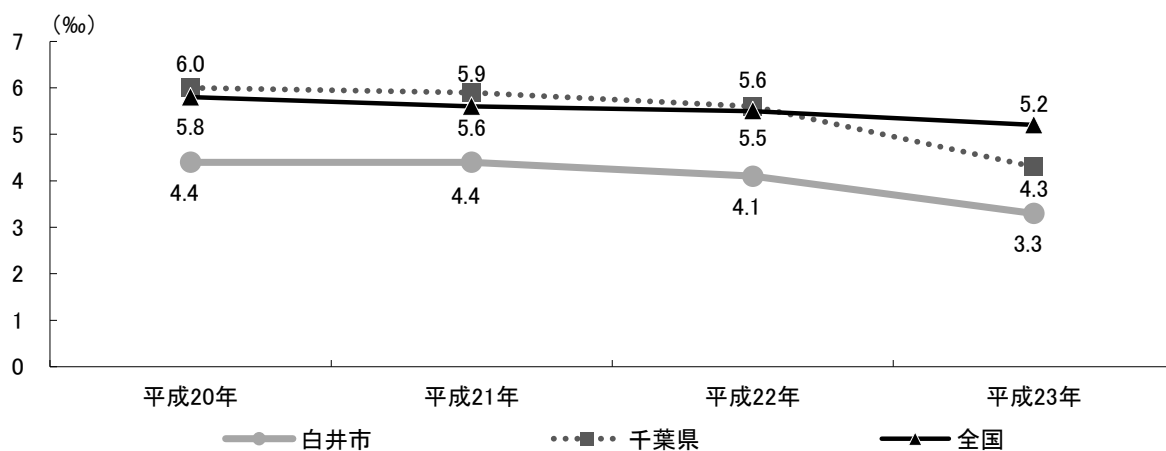


4 結婚・出産等

(1) 婚姻率の推移

婚姻率の推移をみると、減少傾向にあり、平成23年で3.3‰と、全国、千葉県を下回っています。

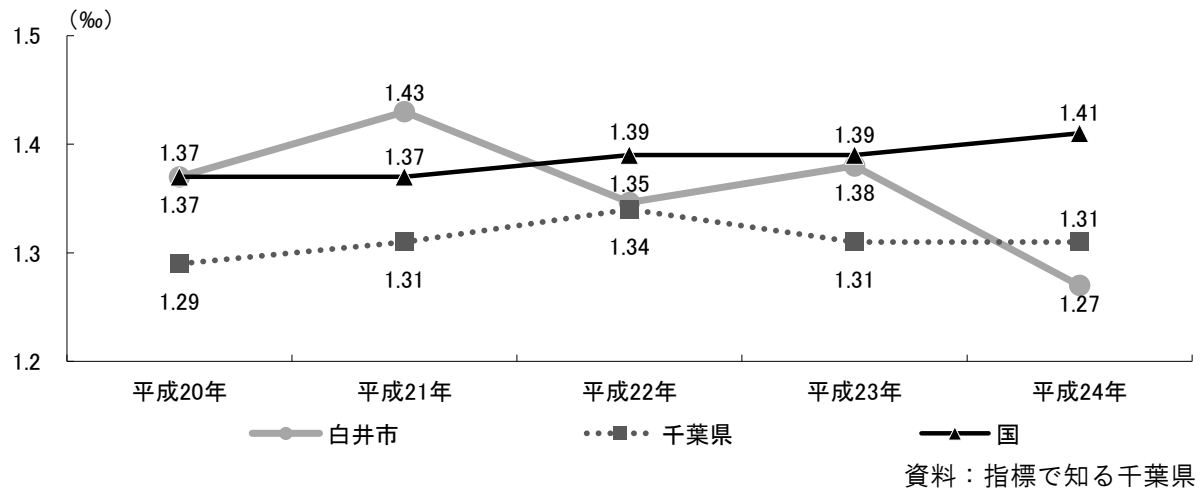
◇婚姻率の推移



(2) 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら減少しており、平成24年では1.27%と国、千葉県を下回っています。

◇出生数の推移

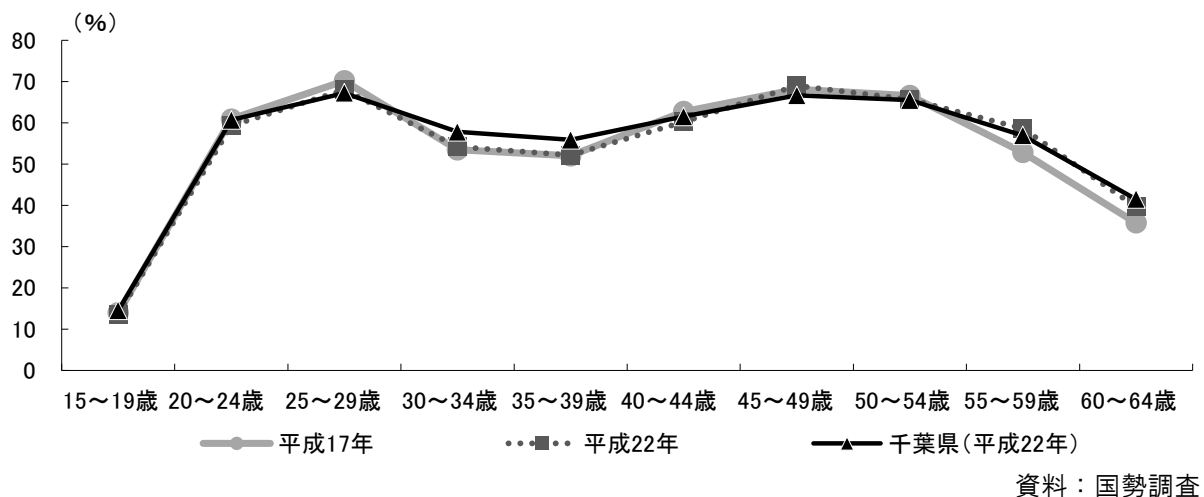


5 就労状況

(1) 女性の就業率の推移

女性の就業率をみると、結婚・出産・子育て期に仕事を中断することによって30歳代で落ち込む「M字カーブ」を形成しています。平成22年は平成17年と比較して、ほぼ同様の落ち込みの程度となっていますが、千葉県に比べて落ち込みがやや深くなっています。

◇女性の就業率の推移

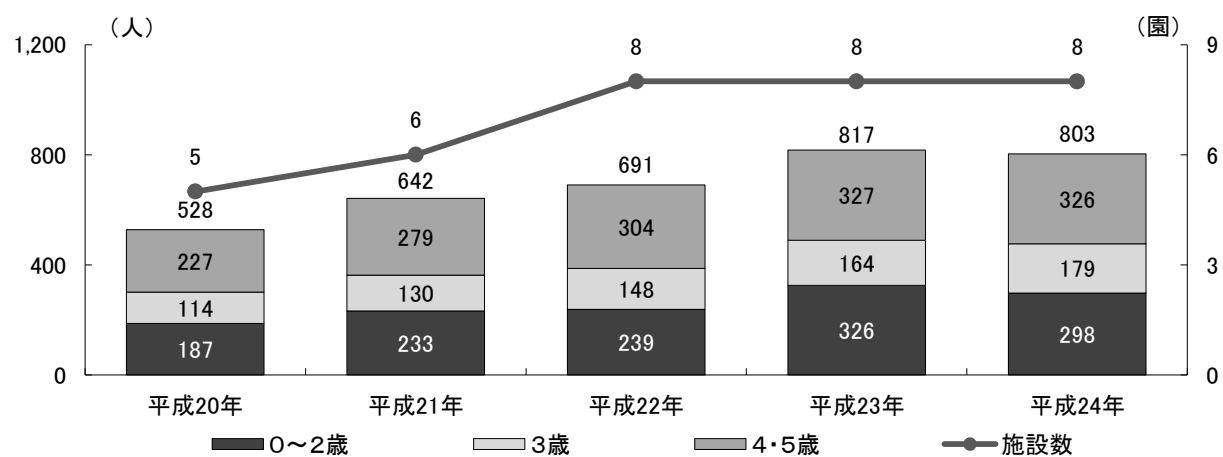


6 幼稚園・保育園等の状況

(1) 年齢ごとの保育園入所者の推移

保育園入所者の推移をみると、平成23年までは増加傾向にあり、平成24年では横ばいに推移し、803人となっています。

◇保育園入所者の推移

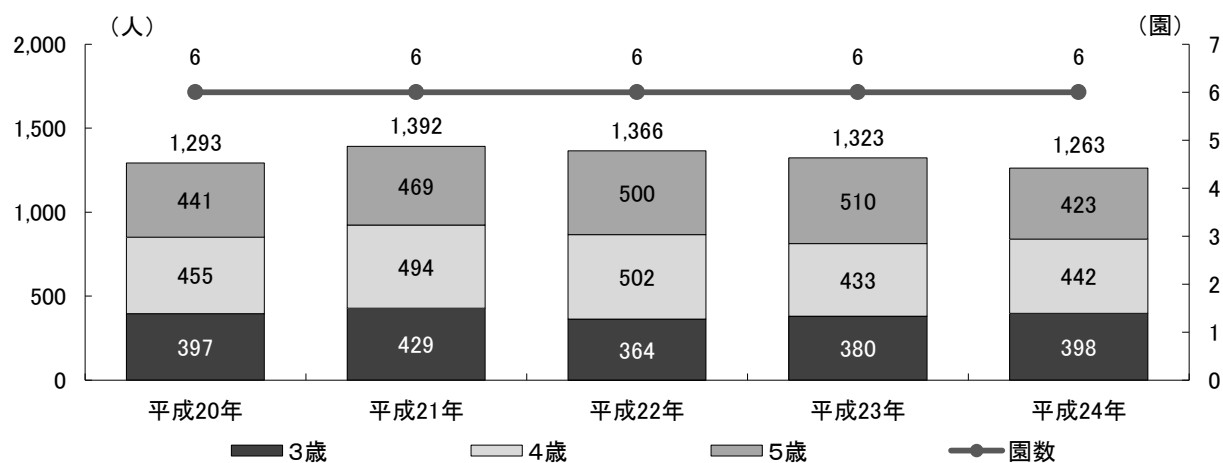


資料：学校基本調査

(2) 年齢ごとの幼稚園入園数の推移

幼稚園入園数の推移をみると、平成21年以降減少傾向にあり、平成24年では1,263人となっています。

◇幼稚園入園数の推移



資料：学校基本調査

7 主な子育て支援サービス事業の状況

次世代育成支援行動計画で公表している主な保育サービスの実績

- (1) 地域子育て支援拠点事業／一時預かり
- (2) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業
- (3) その他要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業
- (4) ファミリー・サポート・センター事業
- (5) 子育て短期支援事業
- (6) 延長保育事業
- (7) 病児・病後児保育事業
- (8) 放課後児童クラブ（学童保育）
- (9) 妊娠中からの支援状況（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等）
- (10) 児童発達支援等
- (11) 児童館
- (12) 児童家庭相談室

第3節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

本調査は、平成26年度に「白井市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている市民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

2 実施概要

	1. 就学前児童調査	2. 小学校児童調査
(1) 調査対象者	市内在住の就学前の児童の保護者	市内在住の小学校の児童の保護者
(2) 調査対象者数	2,000 件	1,000 件
(3) 調査方法	郵送配布・郵送回収	
(4) 調査実施期間	平成25年11月7日(金)～11月25日(月)	

3 回収結果

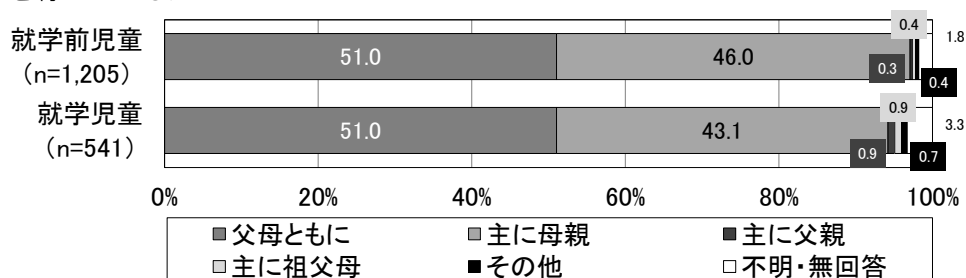
調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	2,000 件	1,205 件	60.3%
2. 小学校児童調査	1,000 件	541 件	54.1%
合 計	3,000 件	3,047 件	58.2%

4 結果概要

(1) 子育てについて

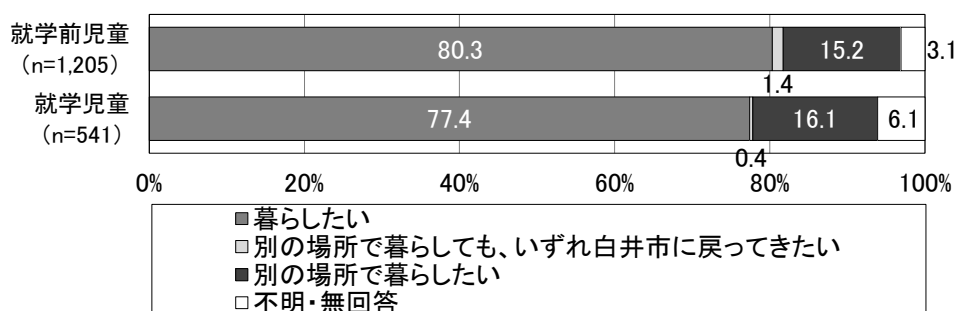
子育てを主に行っている方は、就学前児童、就学児童ともに、「父母ともに」と「主に母親」がいずれも概ね半数と多くなっています。

◇主に子育てを行っている人



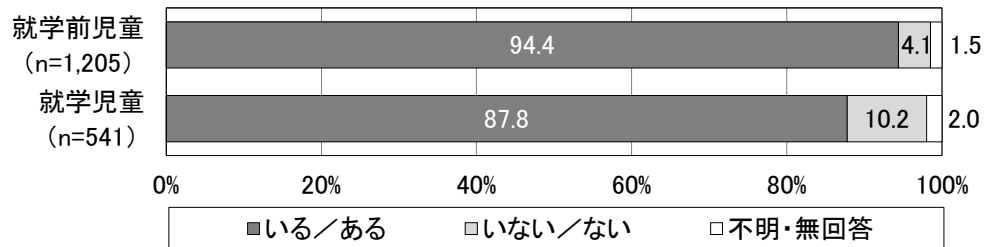
定住意向については、就学前児童、就学児童ともに「暮らしたい」が約8割と大半を占めています。

◇定住意向



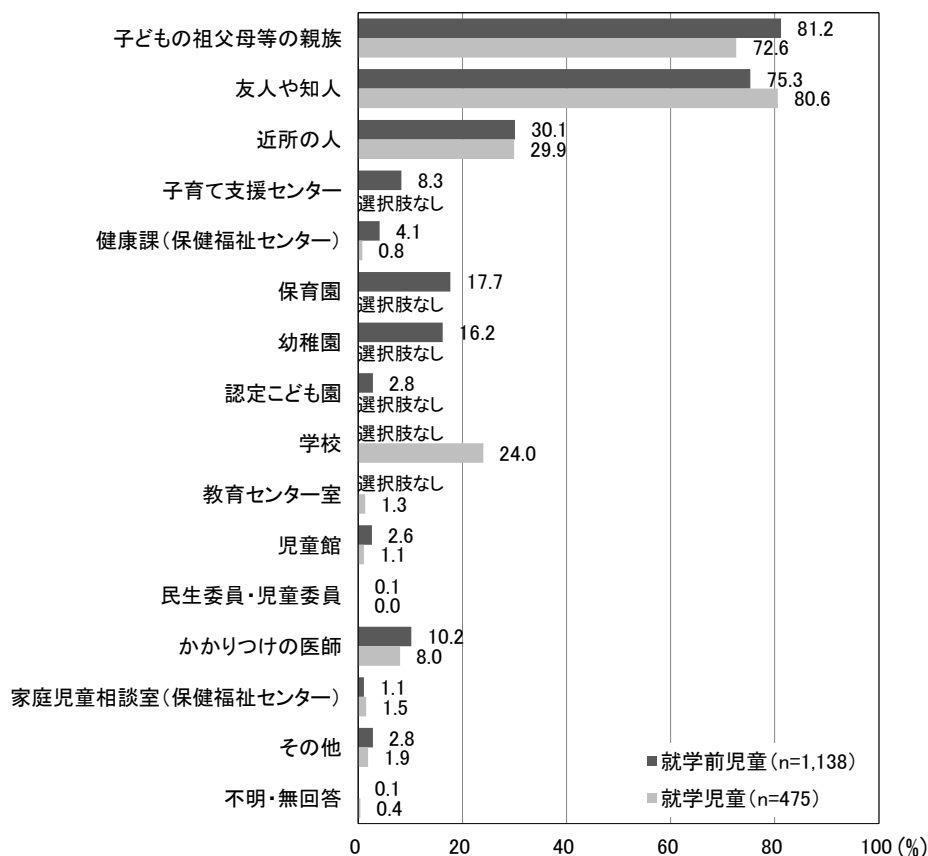
子育てをする上での相談相手や相談場所の有無については、就学前児童、就学児童ともに「いる／ある」が9割半ばと大半を占めています。

◇気軽に相談できる人の有無



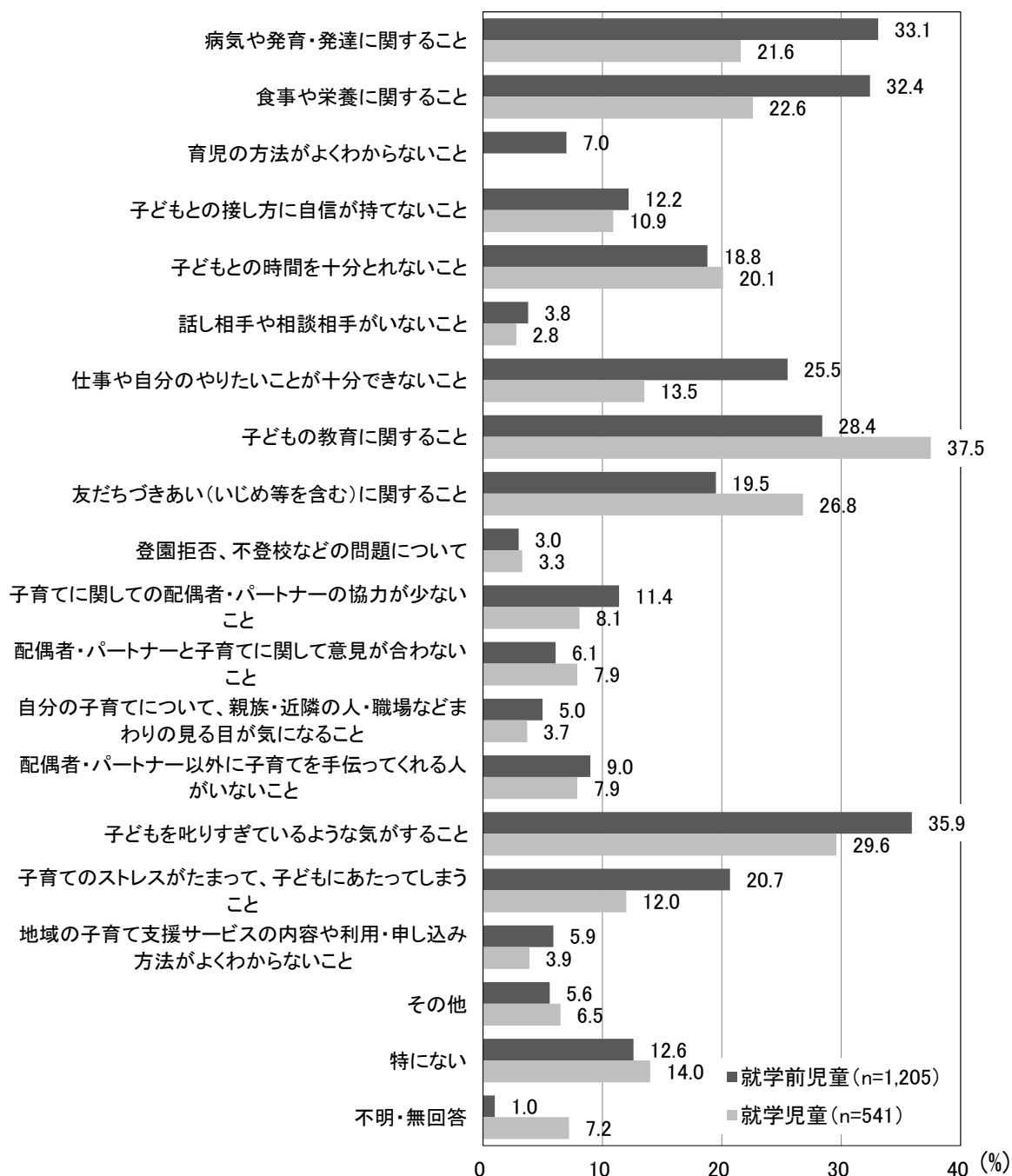
子育てに関する相談先についてみると、就学前児童では、「子どもの祖父母等の親族」が81.2%で最も高く、次いで「友人や知人」が72.6%となっています。就学児童では、「友人や知人」が80.6%と最も多く、次いで「子どもの祖父母等の親族」が75.3%となっています。

◇子育てに関する相談先



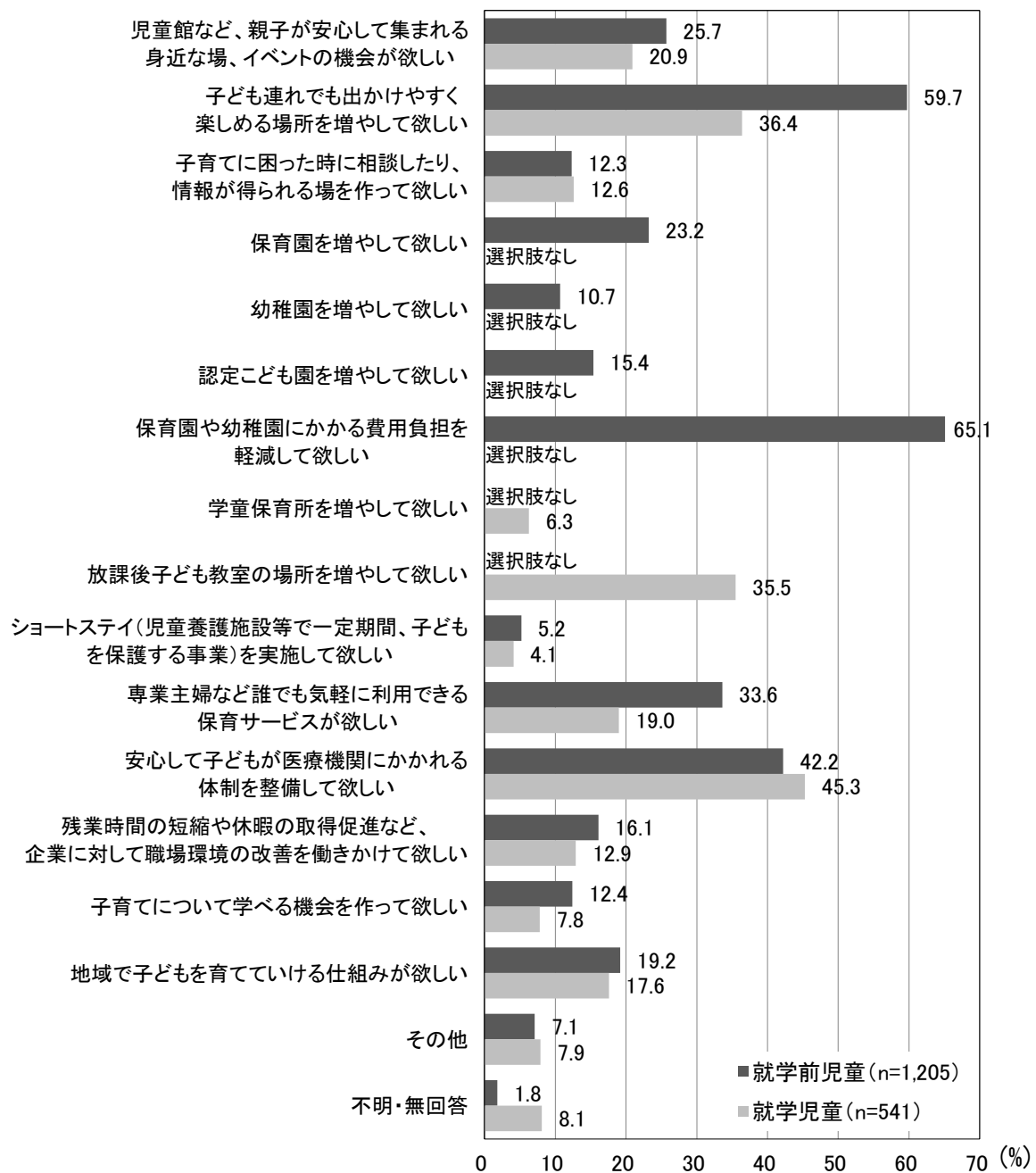
子育てに関して日常悩んだり気になることについては、就学前児童では、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが3割半ばと最も多く、次いで「病気や発育・発達に関する」、「食事や栄養に関する」となっています。また、就学児童では、「子どもの教育に関する」が3割半ばと最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」となっています。

◇子育てに関して日常悩んだり気になること



市に期待する子育て支援については、就学前児童では、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が6割半ばと最も多く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」となっています。就学児童では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が4割半ばと最も多く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「放課後子ども教室の場所を増やして欲しい」となっています。

◇市に期待する子育て支援

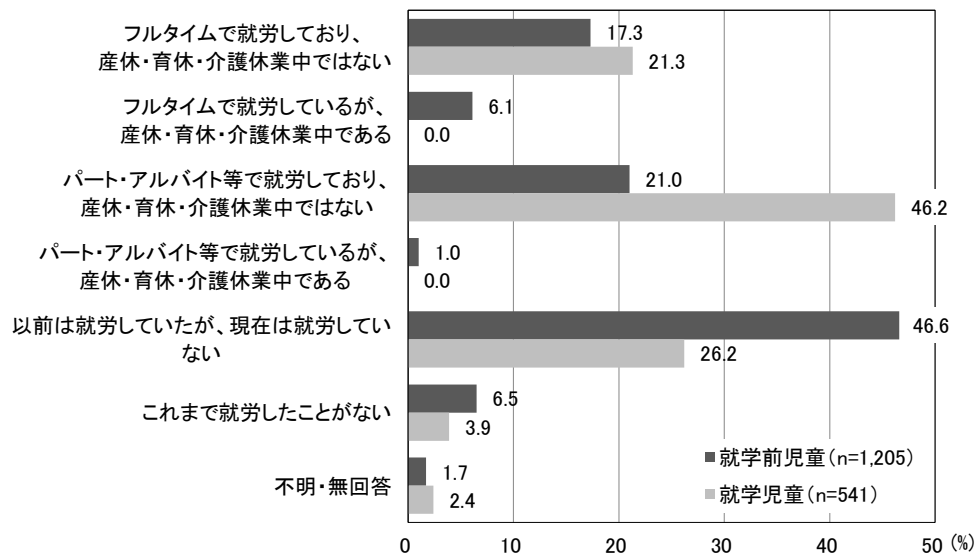


(2) 就労の状況について

母親の就労状況についてみると、就学前児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が46.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.0%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.3%となっています。

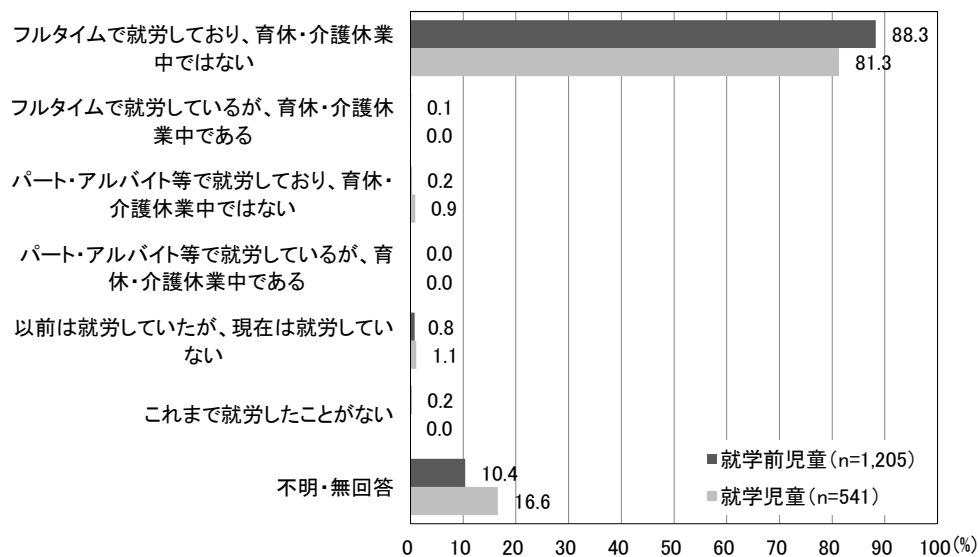
就学児童では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.2%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.2%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.3%となっています。

◇母親の就労状況



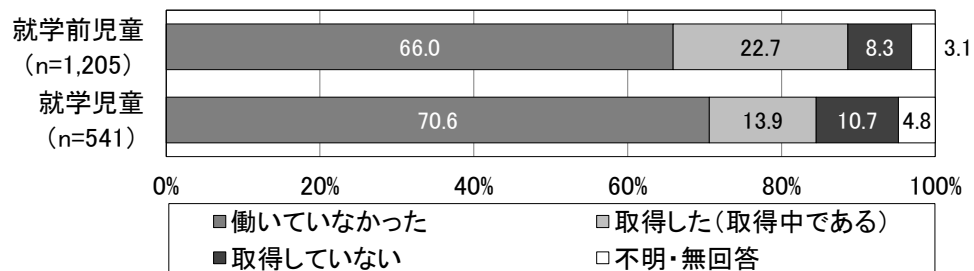
父親の就労状況についてみると、就学前児童、就学児童ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が8割以上と大半を占めています。

◇父親の就労状況



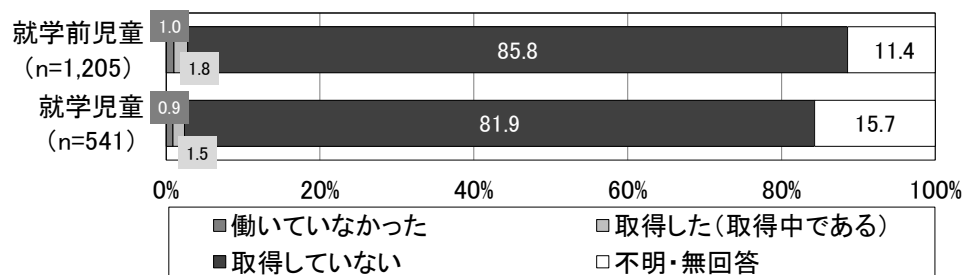
子どもが生まれた時の母親の育児休業取得状況についてみると、就学前児童、就学児童ともに、「働いていなかった」が最も多く、「取得した(取得中である)」は、就学前児童で22.7%、就学児童で13.9%となっています。

◇母親の育児休業取得状況



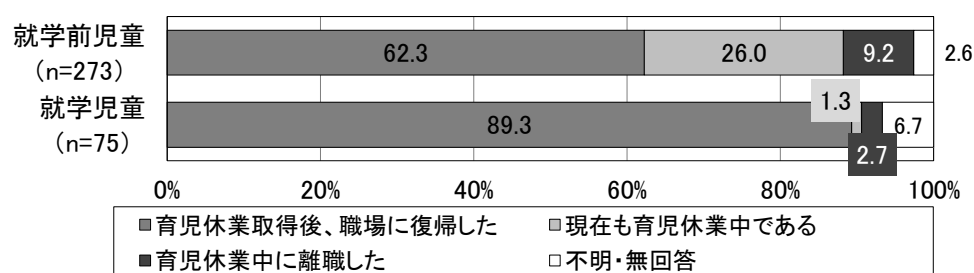
子どもが生まれた時の父親の育児休業取得状況についてみると、「取得していない」が就学前児童、就学児童ともに8割以上と大半を占めています。

◇父親の育児休業取得状況



母親が育児休業取得後、職場に復帰したかについては、就学前児童、就学児童ともに、「育児休業取得後、職場に復帰した」が最も多く、とくに就学児童では約9割となっています。

◇母親の育児休業取得後の職場復帰

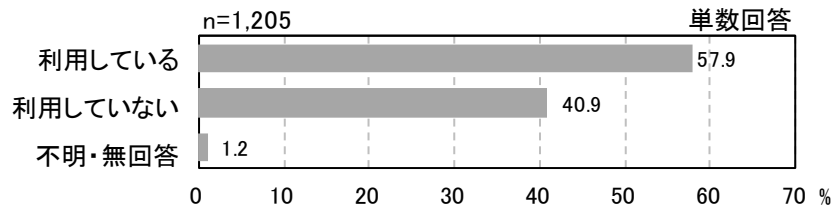


（３）平日の定期的な教育・保育事業の利用について

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が 57.9%と「利用していない」の 40.9%を上回っています。

子どもの年齢別にみると、年齢とともに「利用している」人が増加し、3歳で6割、4歳以上で9割以上が「利用している」と回答しています。

◇平日の定期的な教育・保育のサービスの利用状況

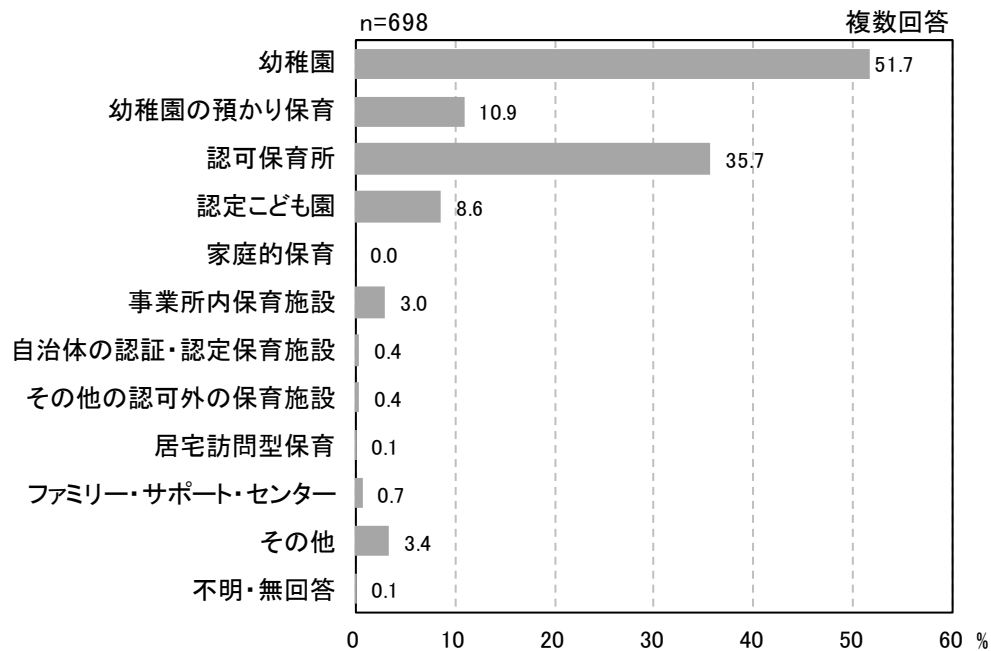


上段: 回答者 数 下段:%	n	利用 している	い 利用 してい ない	不明・無 回答
0 歳	203	13	189	1
	100.0	6.4	93.1	0.5
1 歳	170	41	128	1
	100.0	24.1	75.3	0.6
2 歳	161	63	95	3
	100.0	39.1	59.0	1.9
3 歳	194	127	65	2
	100.0	65.5	33.5	1.0
4 歳	169	158	9	2
	100.0	93.5	5.3	1.2
5 歳	181	176	1	4
	100.0	97.2	0.6	2.2
6 歳	104	104	—	—
	100.0	100.0	—	—

定期的にご利用している教育・保育事業については、「幼稚園」が 51.7%と最も多く、次いで「認可保育所」が 35.7%、「幼稚園の預かり保育」が 10.9%となっています。

定期的にご利用している教育・保育事業の内容を子どもの年齢別にみると、0～2 歳までは「認可保育所」、3 歳以降では「幼稚園」が多くなっています。

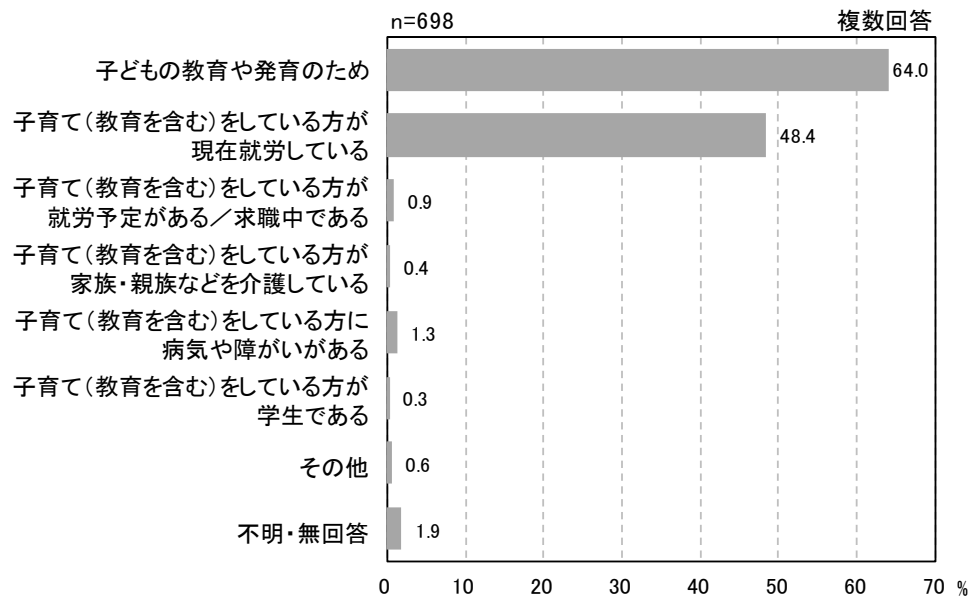
◇平定期的にご利用している教育・保育事業



上段: 回答者数 下段:%	n	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	不明・無回答
0 歳	13	1	1	12	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	7.7	7.7	92.3	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-
1 歳	41	-	-	31	5	-	5	-	-	-	1	-	-
	100.0	-	-	75.6	12.2	-	12.2	-	-	-	2.4	-	-
2 歳	63	-	-	44	8	-	6	-	1	-	1	5	-
	100.0	-	-	69.8	12.7	-	9.5	-	1.6	-	1.6	7.9	-
3 歳	127	62	13	47	10	-	4	-	1	-	2	7	-
	100.0	48.8	10.2	37.0	7.9	-	3.1	-	0.8	-	1.6	5.5	-
4 歳	158	100	17	47	10	-	1	1	-	-	-	8	-
	100.0	63.3	10.8	29.7	6.3	-	0.6	0.6	-	-	-	5.1	-
5 歳	176	124	29	39	12	-	4	1	-	-	1	2	-
	100.0	70.5	16.5	22.2	6.8	-	2.3	0.6	-	-	0.6	1.1	-
6 歳	104	66	16	24	12	-	-	1	-	1	-	2	1
	100.0	63.5	15.4	23.1	11.5	-	-	1.0	-	1.0	-	1.9	1.0

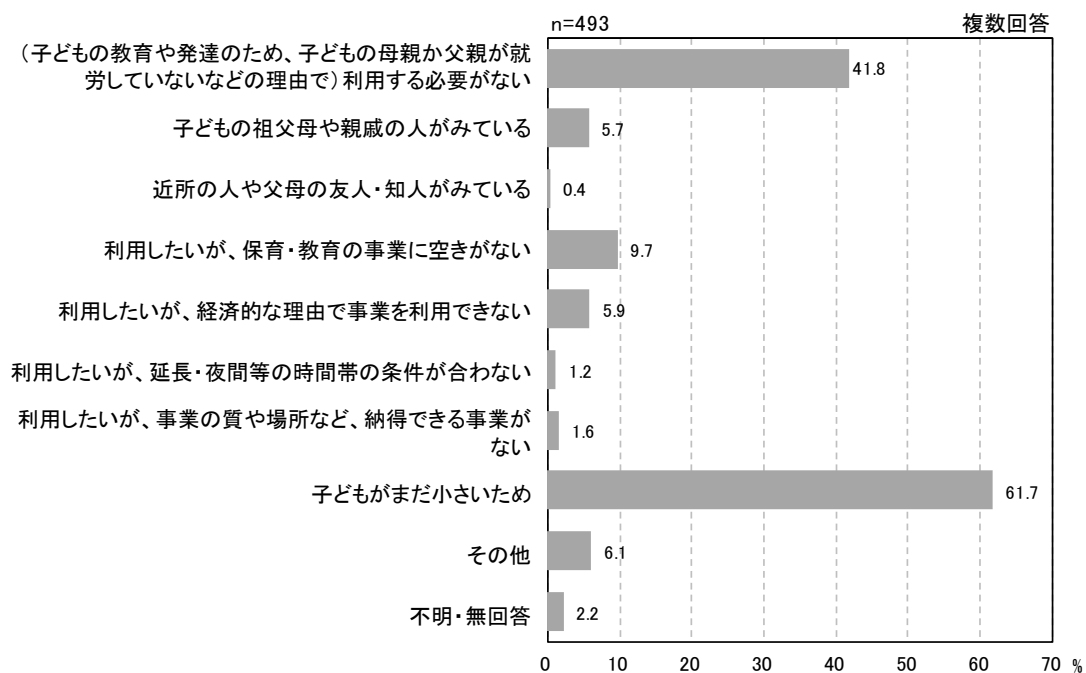
定期的に教育・保育事業を利用している理由については、「子どもの教育や発達のため」が64.0%と最も多く、次いで「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が48.4%となっています。

◇定期的に教育・保育事業を利用している理由



定期的に教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が61.7%と最も多く、次いで「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」が41.8%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が9.7%となっています。

◇定期的に教育・保育事業を利用していない理由



第4節 ヒアリング調査等からみる現状

※別途集計中

第5節 白井市における子ども・子育てを取り巻く課題

※各種調査をとりまとめ次第作成します

第3章 計画の基本理念および施策の展開

第1節 めざすまちの姿（目標）

しろい子どもプラン（次世代育成支援地域行動計画）で定めた目標

「子どもが笑顔で暮らせるまち」

【参考1】白井市第4次総合計画

1 将来像：市民と築く安心で健康なまち しろい

「白井市第3次総合計画」で築き上げてきた“人とまちの健康づくり（健康文化都市）”および“住民参加”の意志を引き継ぐとともに、市民が強く望む安全で安心なまちをつくっていきます。これを実現するためには、市民の積極的な参加・参画が不可欠であり、市民と市との協働を進めます。

2 サブスローガン：つなげよう！人と笑顔 地域の輪

子どもから大人まで、まちのいたるところに人が集まり、笑顔が絶えない明るいまちをイメージしています。

施策の大綱

安心して子育てできるまちを築く

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て環境の充実を図ります。

また、基礎的な学力を身につけた、心と体の健康な小中学生を育みます。

学校施設の耐震補強などの整備を進め、学校教育環境の充実を図ります。

1. 子育て支援の推進〔重点施策〕

- (1) 子育て支援の推進
- (2) 子育ての環境づくり
- (3) 障がい児療育の推進

2. 児童・青少年の健全育成

- (1) 児童の健全育成の推進
- (2) 青少年の健全育成の推進

3. 学校教育の充実〔重点施策〕

- (1) 教育・指導内容の充実
- (2) 心の教育の充実
- (3) 学校施設の整備・安全対策の推進
- (4) 開かれた学校づくりの推進
- (5) 幼児教育の推進

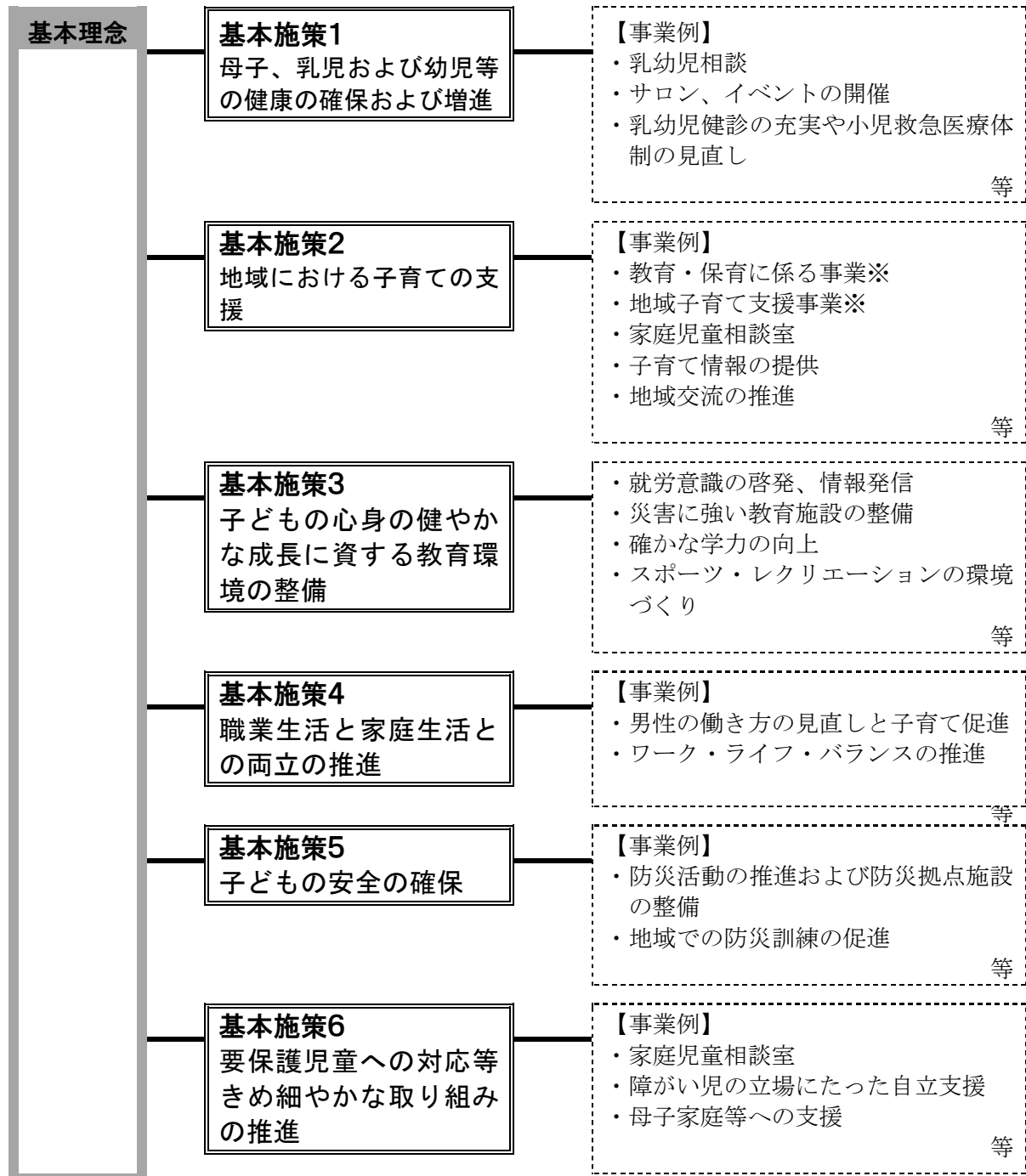
【参考2】しろい子どもプラン

1 めざすまちの姿（目標） 子どもが笑顔で暮らせるまち

将来的な少子高齢化が見込まれる中で、この計画期間中では、宅地開発等による子どもの増加に対応しながら、保育サービスや子育て支援を充実させるとともに、白井市において安心して子どもを産み、育てていける環境づくりに取り組んでいきます。さらに、子どもや親自身の人間としての成長が期待できる社会の実現をめざします。

目標にある「笑顔」の中には、「誰もがその人なりに元気でいられること」「障害があってもなくても一人ひとりが大切にされていること」「子どもの夢を育むことのできる社会であること」等の願いが込められています。

第2節 計画の体系（案）



※子ども・子育て支援事業計画の内容を含めて掲載し、第5章で「再掲」という形で見込量と確保方策等について細かく記載していきます。

第3節 重点的取り組み

※今後検討のうえ、決定します

※現行計画に掲載されている『重点的に取り組むこと』

①子どもの権利を守ります。

一人ひとりの子どもがいきいきと育つよう、子どもの権利を守ります。

②小児医療の充実に向けた努力を続けます。

情報提供を行うなど、小児医療の充実に向けた努力を続けます。

③保育サービスを充実させます。

待機児童ゼロをめざし、家庭的保育事業など新たな事業を行います。また、多様な保育ニーズに合わせて、引き続き、保育サービスを充実させます。

④子どもの医療費の助成範囲を拡大します。

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、乳幼児以外にも対象を拡大した医療費の助成を行います。

⑤子どもが安心して過ごせる場所を確保し、充実させます。

乳幼児から中高生までの幅広い年齢の子どもたちが安心して過ごせる場所（児童館、公民館など）を確保し、充実させます。

⑥子育てについての悩みや不安を和らげ、ふれあいの場を提供します。

子育て支援センターやつどいの広場などさまざまな場所を通じて、育児の悩みや不安の相談を行うなど、子育て仲間をつくるきっかけづくりをします。また、子育て世帯と地域住民との交流を働きかけます。

⑦親子が互いに学び、育てあえる環境づくりを支援します。

地域での親子のふれあいや学びを通じ、親として、次代の親として、人間形成の場づくりを支援します。

⑧食育の推進を行います。

乳幼児期、保育園、学校といった子どものライフステージごとに、食を通じた子どもたちの健やかな育ちを支援します。

第4章 基本施策の展開

※施策の進捗評価等を鑑みながら今後検討

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、ニーズ調査結果をもとに、国の指針に沿って5年の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」である「量の見込み」の把握を行っています。また、この「量の見込み」をベースに、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

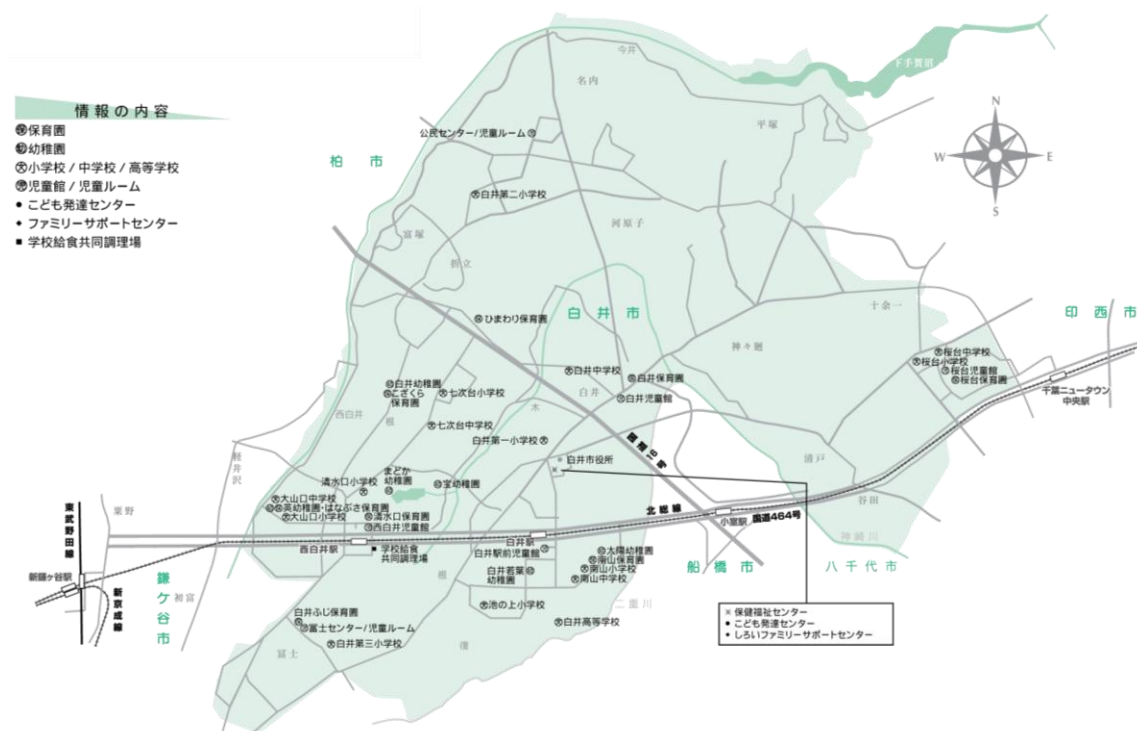
国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、ニーズ調査から算出されたニーズ量から小学校区等の複数区域を想定した場合、各区域内におけるニーズや施設配置に差が大きく、調整が困難となることを見込まれます。一方、提供区域を市域全体とした場合、潜在ニーズ等を加味した上でも必要量と供給量が現在の施設定員で十分な対応が可能です。

上記のとおり、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況など、市の実情を総合的に勘案した結果、本市では、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

■白井市の教育・保育施設の状況（白井市第4次総合計画後期基本計画より（P50～51より抜粋））



※数値については、今後調整し、掲載します

第2節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

1 前提となる事項

■国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1～2歳、3～5歳の3区分で設定する。

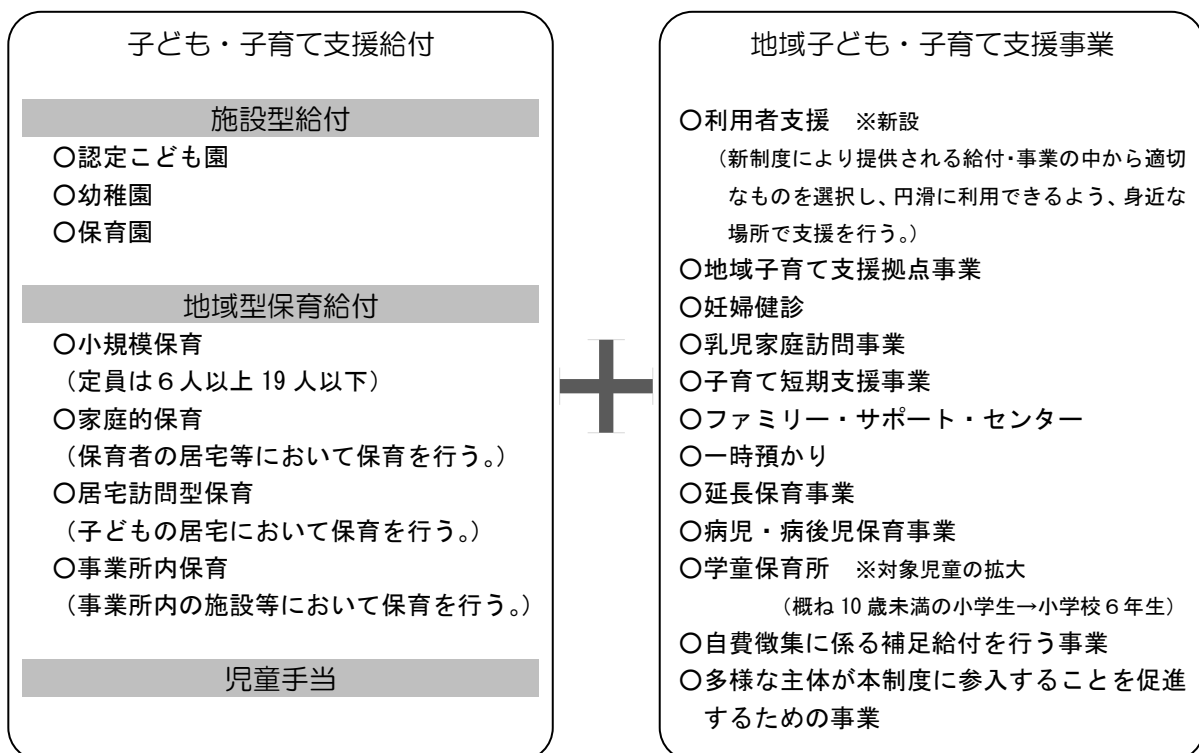
※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する(ワークシート有)

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



2 各年度における教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

	実績	見込み				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所利用者						
幼稚園利用者						
合計						

3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

■提供体制、確保策の考え方

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1 号 (3-5 歳 教育のみ)	2 号 (3-5 歳 保育の必要 性あり)	3 号 (0-2 歳 保育の必要 性あり)	1 号 (3-5 歳 教育のみ)	2 号 (3-5 歳 保育の必要 性あり)	3 号 (0-2 歳 保育の必要 性あり)	1 号 (3-5 歳 教育のみ)	2 号 (3-5 歳 保育の必要 性あり)	3 号 (0-2 歳 保育の必要 性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)										
②確保の 内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)									
	地域型保育事業									
②-①										

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1 号 (3-5 歳 教育のみ)	2 号 (3-5 歳 保育の必要 性あり)	3 号 (0-2 歳 保育の必要 性あり)	1 号 (3-5 歳 教育のみ)	2 号 (3-5 歳 保育の必要 性あり)	3 号 (0-2 歳 保育の必要 性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)							
②確保の 内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)						
	地域型保育事業						
②-①							

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

1 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		実績	見込み				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業(延長保育)							
放課後児童健全育成事業	低学年						
	高学年						
子育て短期支援事業							
地域子育て支援拠点事業							
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業						
	一時預かり(ファミサポの未留學時利用含む)						
病児・病後児保育事業							
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)							
妊婦健診事業							
乳児家庭全戸訪問事業							
養育支援訪問事業							
利用者支援							

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

■提供体制、確保策の考え方

■時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

(2) 放課後児童健全育成事業

■提供体制、確保策の考え方

■放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	低学年					
	高学年					
②確保の内容	低学年					
	高学年					

（３）子育て短期支援事業

■提供体制、確保策の考え方

■子育て短期支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

（４）地域子育て支援拠点事業

■提供体制、確保策の考え方

■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

（５）一時預かり事業

■提供体制、確保策の考え方

■一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

（６）病児・病後児保育事業

■提供体制、確保策の考え方

■病児・病後児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

（７）ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

■提供体制、確保策の考え方

■ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

（８）妊婦健診事業

■提供体制、確保策の考え方

■妊婦健診：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込						
②確保の内容	実施人数					
	実施場所					

（９）乳児家庭全戸訪問事業

■提供体制、確保策の考え方

■乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

(10) 養育支援訪問事業

■提供体制、確保策の考え方

■養育支援訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②－①					

(11) 利用者支援事業

■提供体制、確保策の考え方

■利用者支援：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込					
②確保の内容					

第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

■国の考え方

- ・ 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・ 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- ・ 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

（１）保育・教育、子育て支援の方向性（案）

幼保連携型施策に向けた考え方（案）

本市の次代を担う子どもの保育・教育並びに保護者に対する総合的な子育て支援の方向性は、少子高齢化の進行や行財政改革を正面に見据え、本市のまちづくり・地域づくりの視点に立って推進します。

推進にあたっては、行政の施策と民間、地域の活力を相互交流させ、子どもや高齢者を核として、協働する地域コミュニティを創造し、全市ぐるみで取り組みます。

- ①施設・設備、職員の充実
- ②保護者の就労・子育て支援
- ③民間活力の導入
- ④地域活力の導入
- ⑤子育てをまちづくり・地域づくりの核に位置付ける

第6章 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

1 行政の取り組み

（１）各課と連携による横断的体制の整備

（２）各事業の進行管理

（３）指標の設定

2 市民の参画
